

## 令和2年度 第7回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年9月18日（金）13時25分～13時50分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	岩渕省一		○
		次長	千葉徹	○	
		主査	平沢梢枝	○	

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第16号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第17号 農地使用貸借の合意解約の届出について

議案第29号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長  
(13時25分開会)

- 議長 ただいまより令和2年度第7回平泉町農業委員会総会を開会します。  
本日の出席委員は7名全員ですので、会議は成立しています。  
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び  
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、1番千葉三智枝委員、2番青木慶委員の両名を  
指名します。会議書記には、事務局の千葉次長、平沢主査にお願いします。  
次に、会務報告について、事務局次長より説明願います。
- 千葉次長 (会務報告の朗読、説明)
- 議長 それでは次に、本日の案件を上程します。事務局次長より説明願います。
- 千葉次長 (本日の報告案件及び議案件数等を説明)
- 議長 それでは、報告第16号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務  
局より説明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)  
死亡による相続2件です。
- 議長 次に、報告第17号 農地使用貸借の合意解約の届出について、事務局より説  
明願います。
- 平沢主査 (報告案件の朗読、説明)  
先月の総会で、非農地決定された案件で、今回はそれに伴い合意解約をするも  
のです。
- 議長 報告2件について質問等ありませんか。  
(なし)
- 議長 それでは議案審議に入ります。議案第29号、農地法第2条第1項に該当しな  
いことの証明願に対する可否決定について、事務局説明願います。
- 千葉次長 (提出議案の朗読、説明)  
農地11筆でそれぞれ状況が違うので、該当地番ごとに説明します。  
山田50番、台帳地目畑、現況が山林原野化しています。  
前林84番2、台帳地目畑、現状変更で作業小屋が建っております。  
前林84番3、台帳地目畑、作業小屋の裏で山林原野化しています。  
前林88番1、台帳地目畑、昨年田から畑に地目変更し、現在も畑の形状になっ  
ています。  
前林90番3・4・5、台帳地目畑、北上川東部土地改良区のパイプラインの埋設場  
所で原野になっています。  
前林94番、台帳地目畑、昨年田から畑に地目変更し、現在も畑の形状になっ

います。

前林100番2、台帳地目畑、昨年田から畑に地目変更し、現在も畑の形状になっていて、前林94番と一体の農地になっています。

前林100番4、台帳地目畑、北上川東部のパイプラインの埋設場所ですが、前林94番と100番2に挟まれて一体の農地になっています。

前林100番5、台帳地目畑、北上川東部のパイプラインの埋設場所で原野になっています。

議 長 それでは現地調査をした委員、補足説明をお願いします。3番青木長男委員。

3番委員 9月14日に私と千葉力男委員、吉田推進委員、千葉次長と現地に行きました。

山田50番は、農業機械が入れない状況で、山林原野になっています。

前林84番2は、作業小屋が建っております。

前林84番3は、作業小屋の裏で山林原野化しています。

前林90番3・4・5、前林100番5は、北上川東部土地改良区のパイプラインの区分地役権が設定されている土地です。

それ以外の前林88番1、前林94番、前林100番2・4については、現在耕作されていないので維持管理の状態、将来何もしなければ非農地になると考えられます。

議 長 暫時休憩します。(13:35)

議 長 再開します。(13:48)

千葉次長 農地の現状、土地利用の状況、所有者の考え等を協議した結果をもとに審議結果案について説明します。

山田50番「可」、前林84番2「否」、前林84番3「可」、前林88番1「否」、前林90番3「可」、前林90番4「可」、前林90番5「可」、前林94番「否」、前林100番2「否」、前林100番4「否」、前林100番5「可」となります。

議 長 それでは採決を行います。前林84番2、前林88番1、前林94番、100番2、前林100番4の農地は「否」とし、それ以外の山田50番、前林84番3、前林90番3・4・5、前林100番5を農地法第2条第1項に該当しない農地として「可」とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員、以上のように決定します。

議 長 次に議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

平沢主査 (提出議案の朗読、説明)

贈与による利用権移転の案件です。

議 長 それでは現地調査をした委員、補足説明をお願いします。3番青木委員。

3番委員 先ほどと同じメンバーで現地調査しました。何年か前までは水稻をやっていたようですが、今は草刈りしている状況です。田として維持管理されているので何ら問題はないと考えます。

議 長 質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。

慎重審議大変ありがとうございました。

これをもちまして、令和2年度第7回平泉町農業委員会総会を終わります。

ご苦労様でした。

(13時50分閉会)

【議事録署名】

議長 会長 千葉 賢一 ⑩

署名人 1番 千葉 三智枝 ⑩

署名人 2番 青木 慶 ⑩